

# 令和7年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

(訪問介護)  
(訪問入浴介護)

県南広域振興局 長寿社会課

# 説明項目

1. 訪問介護計画等の作成
2. 勤務体制の確保等
3. 業務継続計画(BCP)策定
4. 衛生管理等
5. 虐待の防止
6. 有料老人ホームにおけるサービス提供について
7. 介護報酬

# 1. 訪問介護計画等の作成

- (1) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。

# 1. 訪問介護計画等の作成

- (3) サービス提供責任者等は、訪問介護計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていること。  
また、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
- (4) サービス提供責任者等は、訪問介護計画を作成した際には当該訪問介護計画等を利用者に交付すること。
- (5) サービス提供責任者は、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。

## 2. 勤務体制の確保等

- (1) 利用者に対し適切な訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めること。
- (2) 原則、月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を明確（辞令・労働条件通知書等）にしておくこと。

## 2. 勤務体制の確保等

(3) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）、優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）、利用者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

# 3. 業務継続計画（BCP）策定

## 【目的】

感染症・非常災害の発生時において、

- （1）利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するため
- （2）早期の業務再開を図るため

業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※ BCP … Business Continuity Plan

# 3. 業務継続計画（BCP）策定

## （1）**感染症**にかかる計画策定

- ①情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築
- ②感染者が発生した場合の対応
- ③職員確保
- ④業務の優先順位の整理
- ⑤周知・研修、訓練

参考：厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

# 3. 業務継続計画（BCP）の策定

## (2) 非常災害にかかる計画策定

- ① 正確な情報集約と判断ができる体制の構築
- ② 「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、各対策を準備
  - ・ 事前対策（今何をしておくか）
  - ・ 被災時の対策（どう行動するか）
- ③ 業務の優先順位の整理
- ④ 周知・研修、訓練

参考：厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

# 3. 業務継続計画（BCP）の策定

## **（3）定期訓練**

職員に対し業務継続計画の内容を周知し、定期的（年1回以上）な教育を開催し、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施記録についても記録すること。

事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合のケアの演習等を定期的（年1回以上）行うこと。

## **（4）計画の見直し**

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

## 4. 衛生管理等

- (1) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための対策を検討する「委員会」を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
  - ① 平常時の対策
  - ② 発生時の対応

## 4. 衛生管理等

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

①研修・・・事業所で作成した指針に基づいた研修計画を作成し定期的な教育を行う。

②訓練・・・平常時から実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的に訓練（シミュレーション）を行う。

# 5. 虐待の防止

(1) 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

- ① メンバーは管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- ② 記録（研修記録等）を残す。

# 5. 虐待の防止

(2) 虐待の防止のための「指針」を整備すること。

指針には次の①～⑨項目を盛り込むこと。

- ① 虐待の防止に関する基本的な考え方
- ② 法人や事業所内の組織に関すること
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待発生時の対応方法に関する基本方針

# 5. 虐待の防止

- ⑤ 虐待発生時の相談・報告体制に関すること
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関すること
- ⑦ 虐待等にかかる苦情解決方法に関すること
- ⑧ 利用者等に対する指針の閲覧に関すること
- ⑨ その他、虐待防止の推進のために必要なこと

# 5. 虐待の防止

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的  
に実施すること。

- ① 指針に基づいた「研修計画」を作成し、従業者に対し、適切な知識を普及、啓発するための定期的な研修を実施すること。（事業所内の研修で構わない）
- ② 研修の記録には、開催日時、場所、出席者及びその研修に使用した資料等を残すこと。

## 5. 虐待の防止

(4) (1) から (3) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めるのが望ましい。

(5) 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載すること。

## 6. 有料老人ホームにおけるサービス提供について

- ・ 住宅型有料老人ホームに訪問介護事業所が併設されている場合、過剰なサービスが提供されていないか注意すること
- ・ 入居者の自立支援や重度化防止の観点も考慮しながら、適切なサービス提供の確保に努めること

# 7. 介護報酬

【令和6年度報酬改定（抜粋）】

## （1）特定事業所加算（訪問介護）

○ 体制要件    ○ 人材要件    ○ 重度者等対応要件

### ◆改定内容

#### ①体制要件の追加等

- ・ 24時間連絡できる体制の確保等
- ・ 中山間地域等の居住者へ継続的なサービス提供
- ・ 随時、訪問介護計画の見直しを行っていること

#### ②重度者等対応要件の追加等

## 1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し①

## 概要

## 【訪問介護】

- 訪問介護における特定事業所加算について、看取り期の利用者など重度者へのサービス提供や中山間地域等で継続的なサービス提供を行っている事業所を適切に評価する観点等から以下の見直しを行う。
- ア 看取り期における対応を適切に評価する観点から、重度者対応要件として、「看取り期にある者」に関する要件を新たに追加する。
- イ 中山間地域等において、地域資源等の状況により、やむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない場合があることから、利用者へ継続的なサービスを行っていることについて新たに評価を行う。
- ウ 重度要介護者等への対応における現行要件について、実態を踏まえ一部の現行区分について見直し等を行う。
- 【告示改正】

## 単位数

<現行>		<改定後>		
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の20%を加算	特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の20%を加算	
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算	特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の10%を加算	特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 5%を加算	<del>特定事業所加算（Ⅳ）</del>	所定単位数の 5%を加算	（廃止）
特定事業所加算（Ⅴ）	所定単位数の 3%を加算	特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 3%を加算	（変更）
		特定事業所加算（Ⅴ）	所定単位数の 3%を加算	（新設）

# 1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し②

厚生労働省資料抜粋

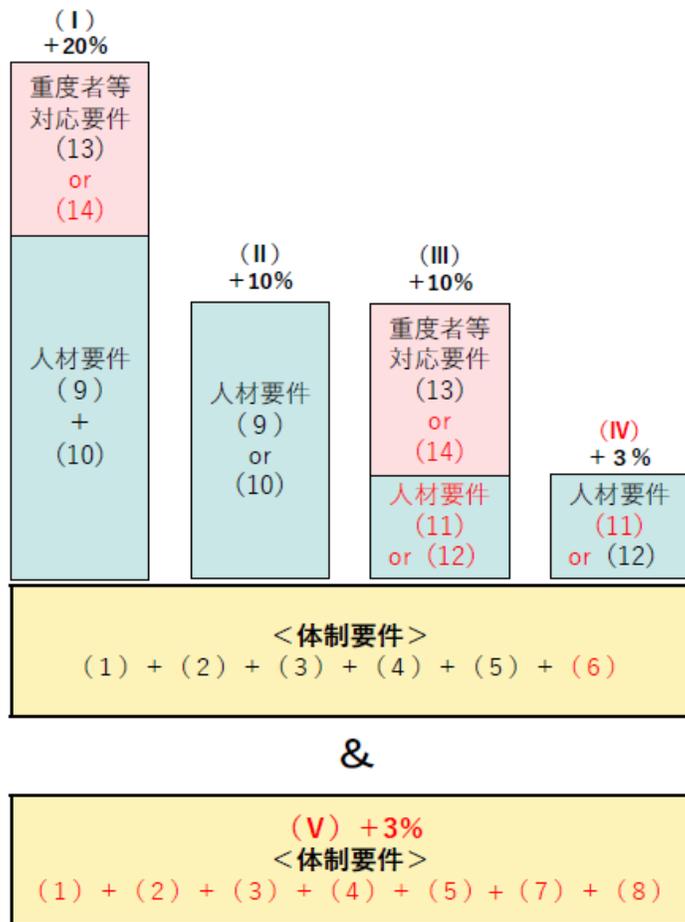
## 算定要件等

報酬区分 ▶ 現行の(IV)を廃止し、現行の(V)を(IV)に、(V)を新設 算定要件 ▼ 現行の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、現行の(12)を削除		(I)	(II)	(III)	(IV) 廃止	(V) →(IV)	(V) 新設
		20%	10%	10%	5%	3%	3%
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○ ※(1) 除く	○	○
	<del>(6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施</del> → 【(1)へ統合】				○		
	<u>(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等</u>	○ <sup>(※)</sup>		○ <sup>(※)</sup>			
	<u>(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること</u>						○
人材要件	<u>(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること</u>						○
	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	○				
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	○	又は ○				
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること → 【III・IVに追加】			○ 又は ○	○	○ 又は ○	
重度者等対応要件	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること → 【IIIに追加】						
	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	○		○			
	<del>(12) 利用者のうち、要介護3～5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上</del> → 【削除】	又は		又は	○		
	<u>(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)</u>	○ <sup>(※)</sup>		○ <sup>(※)</sup>			

(※)：加算(1)・(III)については、重度者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。

# 1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し③

[各区分ごとの算定イメージ]



- 注1：別区分同士の併算定は不可。  
 ただし、(V)とそれぞれの加算は併算定可。
- 注2：加算(1)・(III)については、重度者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。
- 注3：(V)は特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは併算定不可。

算定要件 現行の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、 現行の(12)を削除		(I)	(II)	(III)	(IV)	(V)
		20%	10%	10%	3%	3%
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○	○
	(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○ (注2)		○ (注2)		
	(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等(※1)に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること					○
	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					○
人材要件	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上	○	○ 又は			
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者	○	○			
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			○ 又は	○ 又は	
	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			○	○	
重度者等対応要件	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が20%以上	○ 又は		○ 又は		
	(14) 看取り期の利用者(※2)への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	○ (注2)		○ (注2)		

(※1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同様の対象地域  
 (※2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

# 7. 介護報酬

## 【令和6年度報酬改定（抜粋）】

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算（訪問介護・訪問入浴介護）

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 7. 介護報酬

## 【令和6年度報酬改定（抜粋）】

### (3) 同一建物減算（訪問介護）

次の①～③のいずれかについて、サービス提供を行った場合は減算対象。

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者。
- ② 事業所と同一建物に居住する者。
- ③ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者で、当該同一の建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上である場合。
- ④ 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービス提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合。

## 4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し①

## 概要

## 【訪問介護】

- 訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

【告示改正】

## 単位数・算定要件等

## &lt; 現行 &gt;

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

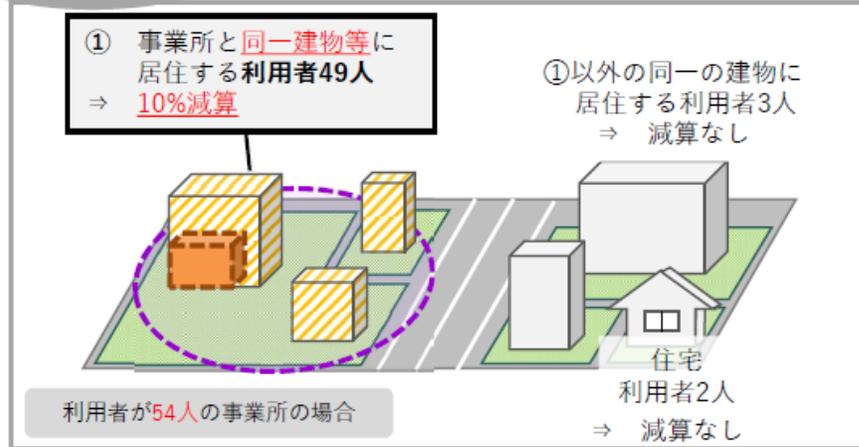


## &lt; 改定後 &gt;

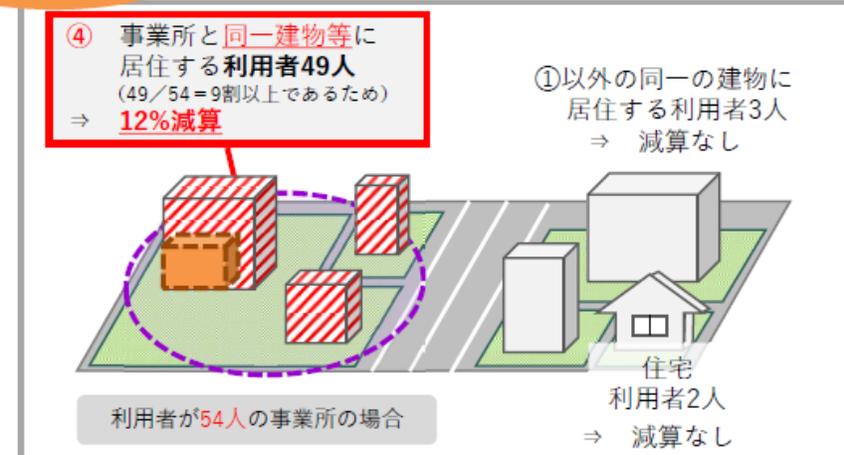
減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算 (新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

## 4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

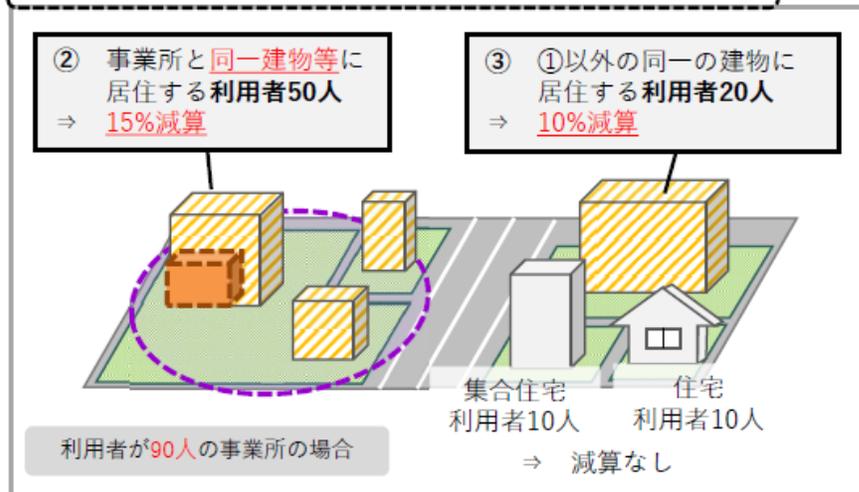
現行(例)



改定後(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
<b>12%減算</b>	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

# 7. 介護報酬

## 【令和6年度報酬改定（抜粋）】

### （4）看取り連携体制加算（訪問入浴介護・**新設**）

#### ①利用者基準

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者 等

#### ②事業所基準

- ・ 訪問看護ステーション等との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう、訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整していること 等

# 7. 介護報酬

【令和7年5月より適用】

(5) 「中山間地域等における小規模事業所加算」の算定要件の弾力化

- ① 「中山間地域等における小規模事業所加算（**地域**に関する状況）」
  - ・ 県内の事業所はすべて該当
  
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算（**規模**に関する状況）」

当分の間、前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね200回以下であれば算定が可能

  - ・ 概ね200回は400回程度を想定
  - ・ 前年度の平均延訪問回数が600回以下でも算定可

# 7. 介護報酬

【令和7年5月より適用】

## ※中山間地域等における小規模事業所加算取得の留意点

- ・ 加算を算定することについて、利用者に事前に説明を行い、同意を得ること
- ・ 特定事業所加算（V）との併算定は不可
- ・ 平均延訪問回数を毎月記録するものとし、所定の回数を上回った場合（非該当になった場合）には届出の提出が必要
- ・ 前年度の実績が6か月に満たない事業所は、直近3月における1月あたりの平均延訪問回数を用いること

# 7. 介護報酬

## (6) 介護職員等処遇改善加算について

資料9 「11.介護職員等処遇改善加算」のページを御参照ください。